

外国人介護職員受入支援助成事業 Q&A

Q1. 部屋にシーリングライトを付けますが、2人で住んでいます、該当しますか？

A1. 購入代金について、住んでいる人数で按分して申請してください。

例：11,000円（消費税抜き）が購入代金で、2人で住んで共同使用している場合は

$11,000円 \times 1 / 2 = 5,500円$ （1人）として、申請してください。

Q2. 寝具について、シーツやカバーは該当しますか？

A2. 生活必需品は概ね備品を想定しています。シーツやカバーは消耗品になりますので単品では該当しませんが、布団や掛け布団、マットレス、タオルケットなどと一緒に「寝具一式」（要：内訳）として購入いただき申請してください。

Q3. 冬物のジャンパー等衣類は該当しますか？

A3. 個人が着用する洋服等は、生活必需品（家電、家具等）としては助成対象外と考えています。

Q4. 年度の考え方について

A4. ①4月～翌3月までに支出したもの

例 令和6年2月5日に採用されたAさん の場合

事業所で購入した物品

購入日	物品	金額	該当・非該当
令和7年2月1日	ストーブ	10,000	○(6年度として申請可)
令和7年2月8日	タンス	10,000	○(6年度として申請可)
令和7年2月11日	冷蔵庫	20,000	○(6年度として申請可)
令和7年3月1日	寝具一式	10,000	○(6年度として申請可)
令和7年3月21日	炊飯器	9,000	○(6年度として申請可)
令和7年4月5日	自転車	10,000	× 年度超えのため
令和7年4月10日	電子レンジ	6,000	× 年度超えのため
令和7年5月10日	自転車	15,000	× 年度超えのため

対象経費

※令和6年度として申請する場合は、2/1から3/21までの分 59,000円が対象経費上限50,000円を助成します。

※令和7年度として申請も可能だが、その場合は4/5以降に購入した分が対象経費となる

Q5. 生活必需品とは？また、新品でなければいけませんか？

A5. 自転車・タンス・整理棚・炊飯器・電子レンジ・冷蔵庫・寝具
ストーブ・加湿器・エアコン（設置工事費は購入と同時の場合可）

中古品の場合個人売買ではなく、業者から購入したものであれば可